

学校において予防すべき感染症と出席(出校)停止期間の基準

令和5(2023)年5月8日学校保健安全法施行規則第18条・19条

区分	病名	出席(出校)停止の期間等
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
	痘そう、ペスト、南米出血熱、マールブルグ病	
	ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 症状の軽快=解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器の症状が改善傾向にあること
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎 流行性角結膜熱(プール熱)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 { 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 など	

\* 病状により医師がその感染症の予防上支障がないと認めたときは、その限りではありません。